

平成26年

第3回定例会

会議録

(第3号)

平成26年 9月 9日

平成26年第3回 江 差 町 議 会 定 例 会  
( 第 3 号 )

◎ 期日及び場所

平成26年9月9日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1	報告第1号	平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第2	認定第1号	平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第2号	平成25年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第3号	平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第4号	平成25年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第5号	平成25年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第6号	平成25年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	認定第7号	平成25年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	認定第8号	平成25年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第9号	平成25年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第11	承認第1号	平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第12	議案第1号	子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第2号	江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第7号	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第3号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第10号)について
日程第16	議案第8号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第11号)について
日程第17	議案第4号	平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について

日程第18	議案第5号	平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第19	議案第6号	北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第20	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第21	同意第2号	教育委員会委員の任命について
日程第22	同意第3号	監査委員の選任について
日程第23	同意第4号	副町長の選任について
日程第24	発議第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第25	発議第2号	2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第26	発議第3号	憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出について
日程第27	発議第4号	軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書の提出について
日程第28	発議第5号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について
日程第29	発議第6号	奨学金制度の充実を求める意見書の提出について
日程第30	発議第7号	魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書の提出について
日程第31	発議第8号	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について
日程第32	発議第9号	集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書の提出について
日程第33	発議第10号	電力料金再値上げの撤回を求める意見書の提出について
日程第34	発議第11号	外形標準課税適用拡大など中小企業向けの増税に反対する意見書の提出について
日程第35	発議第12号	土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書の提出について
追加日程第1	発議第13号	栽培漁業に関する事務調査について(総務産業常任委員会事務調査)
追加日程第2	発議第14号	パークゴルフ場に関する事務調査について(社会文教常任委員会)

◎ 出席議員(12名)

議		長	打	越	東	亜	夫
副	議	長	室	井	正		行
議		員	小	笠	原		滿
	〃		薄	木		晴	午
	〃		飯	田		隆	一
	〃		小	野	寺		真
	〃		小	笠	原	淳	夫
	〃		若	山		明	廣
	〃		大	門		和	子
	〃		萩	原			徹
	〃		小	林		栄	治
	〃		折	戸		幸	博

◎ 欠席議員(0名)

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	長	谷	川		篤
教	育	長	新	木	秀		幸
総務	財政	課長	澤	口	純		一
政策	推進	課長	田	畑			明
町民	福祉	課長	太	田			誠
環境	住宅	課長	結	城	孝		好
建設	水道	課長	大	坂	敏		文
追分	商工	観光課長	大	杉	則		明
農林	水産	課長	出	崎	雄		司
ひの	き	荘長	広	島	良		二
学校	教育	課長	木	村			晃
社会	教育	課長	尾	山			徹
総務	財政	課総務係長	竹	内			強

(議会事務局)

局		長	小	田	島	訓
書		記	秋	山	悦	子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員は12名です。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

(議長)

本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、報告第1号、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について  
を議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

おはようございます。

報告第1号、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。  
担当課長の概要説明をもって報告とさせていただきますので、宜しくお願い致します。

(議長)

「総務財政課長」。

「総務財政課長」(補足説明)

はい。それでは説明致します。

平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について、要点のみ説明申し上げます。  
最初に議案の2頁でございます。健全化判断比率報告書でございます。いわゆる健全化判断の4つの指標について示したものでございます。括弧は早期健全化基準でございます。左から実質赤字比率と次の連結実質赤字比率はそれぞれ数値は生

じませんので無しでございます。次の実質公債費比率につきましては、15.6パーセントでございます。基準より9.4ポイント下回ったというところでございます。議案の13頁をお開き願いたいと思います。実質公債費比率の算出でございます。真ん中の列、一番右側に15.6パーセントの数字が記載されてございます。その左側に各年度の比率が記載されております。実質公債費比率は3カ年の平均値でございますので、15.6パーセントということになります。議案の2頁にお戻り願いたいと思います。将来負担比率、いわゆる将来支払う可能性のある負債の一般会計に対する比率でございます。89.1パーセントとなったところでございます。将来負担比率の算定につきましても、14頁に記載のとおりでございます。また監査委員の審査意見書、これは4頁以降の通りでございますので、割愛させていただきます。実質公債費比率それから将来負担比率、ともに基準を下回ってはいるものの引き続き財政の健全化に努めてまいり所存でございます。

続きまして、3頁でございます。資金不足比率報告書でございます。これにつきましても、監査委員の意見8頁の経営健全化審査意見書でございます。これを付して報告するものがございます。記載のとおり、水道会計を含め4つの特別会計につきまして、資金不足比率は生じておりません、無しでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

次に日程第2号から日程第10号までの各議案については、平成25年度における各会計決算認定であります。

認定第1号、平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号、平成25年度江差町水道事業会計決算認定についてまでの各会計認定の9議案についてを一括して議題と致します。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました認定第1号、平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号から第8号までの各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに認定第9号、平成25年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。9会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見、意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。認定第1号から第9号まで、ご審議の上、認定いただきますよう宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま一括議題となりました、認定第1号から認定第9号までの各議案については、「平成25年度江差町各会計決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の継続審査とすることと致します。また、審議に当たっては、地方自治法第98条第1項の規定により「検閲・検査」の権限を特別委員会に委任したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの決算認定については、「平成25年度江差町各会計決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また、審査に当たっては、地方自治法第98条第1項の規定による「検閲・検査」の権限を特別委員会に委任することに決定致しました。

(議長)

次に、日程第11、承認第1号、平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第1号、平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。柳崎町の事業所建て替え地における水道管の移設にかかる所要の経費について、8月18日をもって専決処分をしたものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」、補足説明。

「建設水道課長」(補足説明)

江差町水道事業会計補正予算の専決処分内容についてご説明致します。16頁をお開きください。支出に関しまして、資本的支出、項の建設改良費、補正予算341万1千円。この補正につきましては、現在、柳崎地区において建て替え工事が行われております自動車販売会社前に敷設されている、低区田沢野系配水管の一部が建て替え工事請負業者の取掘により民地内に敷設されていることが判明。町へ連絡と移設の打診がございました。現在の配水管は柳崎団地造成時に敷設されたものと想定され、民地内であることや敷設後40年を経過していることから、当該部を撤去、廃止し、新たに配水管を敷設することと致しました。工事内容は50ミリのポリエチレン管、延長70メートルを国道敷地内へ敷設する内容であります。国道の占用協議、当該店舗の建て替え工事完了までに敷設完了が必要となるため、専決処分としたところでございます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの課長、似たようなケースがこれで続いているわけですが、敷設場所が明確になっていて、更には建設計画も一定程度、もちろん民間ですからその期間的な部分はあるにしても、当然色々な許認可などからすれば、一定の期間で事前に当然把握されるものだと思うんですね。だとすると、何故こういうことが繰り返されるのか。つまり、事前にきちっとわかっていたら専決する必要はない。結果的には今の説明で現場では専決せざるをえないということも民間会社、それから兎にも角にも水ですので、一応了解しますけれども、ただ何故こういうことが繰り返されるのか。この国道沿いは、これからわかりませんが、柳崎の色々な展開を考えればしっかりときちっと敷設場所それから町づくりの計画的なものもきちっと把握するというにしたら、こんな専決なんてしなくてもいいかもしれませんね。その点、ちょっと少し時系列的なことも含めて教えてください。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」

先ほどご説明しましたとおり、柳崎の団地の造成時にいわゆる本管の敷設工事が開始されています。相当古い年度のことで、当時の図面的なものが不足していることもございます。それで今回いわゆる自動車会社が移設をした際に、この民地内にあることが判明したというような内容になっております。それで今後、この柳崎地区やはりちょっと一定の本管の敷設の調査が必要か。前にも一度、議員ご指摘のとおりホームマックのところでもございました。これにつきましては8月の6日ですか、判明したところであります。先ほど言ったように急きよにかく建設が終わってしまってから敷設替えをするってということになりますと、多額の工事費用がかかる。それと国道の占用協議ということもございまして、専決処分やむなしという判断に至ったわけでもございます。ただ今後このようなことが無いように、調査はしっかりと続けてまいりたいと思いますので、ご理解の程宜しく申し上げます。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

いいですか。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

承認第1号、平成26年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(議長)

挙手全員であります。

よって承認第1号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

次に日程第12、議案第1号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「薄木議員」

議長。議事進行。

(議長)

はい、「薄木議員」。

**「薄木議員」**

ちょっと申し訳ありません。せっかくこれ町長の公約でもありますし、第1号、第2号に関しては、昨日の飯田議員の質問にも、総務課長はシミュレーションを作っているとおっしゃいましたよね。そうであれば、これは議会に提出して、なるべく理解を求めるのが望ましいと思いますので、議長の判断をお願い致します。それ1点。

**(議長)**

はい。

**「薄木議員」**

もう2点は、先般、照井町長はこの議案ができる前に議員のところ訪ねてますね。それは何故行ったのか。自分の公約を説明したい、だけど、議員はこの議案は知りません。事前に行くっていうことは、何のことかわかりますよね。僕の提案ですから理解してくれ、これ全く議会軽視じゃないですか。議会冒涇っていうんです、こういうの。これは町民に対してでも謝罪を申し上げるべきだし、釈明をしていただきたい。

もう1点。マスコミ各社にもこれを流してますね。こんな行為あるべきか。町長のやる行為なのか。全く腑に落ちない。これも釈明を求めて、謝罪を求める。議長の判断をお願いします。

**(議長)**

暫時休憩致します。

(休憩中)

(議会運営委員会開催)

**(議長)**

それでは休憩を閉じて再開致します。

議運の飯田委員長より報告をお願い致します。

**「飯田委員長」(議会運営委員会報告)**

それでは議会運営委員会から報告をさせていただきます。ただいま薄木議員から議事進行の発言がございまして、3点について指摘をいただきました。まず1番目は昨日も一般質問でありました、江差町子ども子育て支援制度に対する財政的なシミュレーションは担当課の方で用意しているということでございますので、これは薄木議員が要求通り資料はこれから配布をさせていただきます。

2点目につきましては、照井町長が所信表明を含めまして、一部議員のところを事

前に挨拶を兼ねて説明にあがったと。これはやはり、薄木議員が指摘しましたとおりにあるまじき行為であるというふうな指摘がございました。改めて薄木議員の方から釈明と謝罪の要求がございました。議運の方でそのへんのところ、薄木議員の主張そして町長の意見を聞きまして、やはりちょっと適切を欠く行為だったという部分で議長のお許しをいただきながら、この点につきましては照井町長から釈明を求めたいと思います。

3点目につきましては、この所信表明を含めまして事前にマスコミに配布があったというふうな指摘がございましたけれども、これは審議の結果、議員に配布の後にマスコミに提出されたものでございまして、この点につきましてはこれまでの慣例から適当な行為であったというふうに認めますので、以上3点につきまして議会運営委員会からの報告にかえさせていただきます。

(議長)

「町長」。

「町長」

今、議運で審議された件について、まず1点目、私の予算に関して議員の一部議員のところを回ったということですが、私としては予算書の配布の日に、その予算、定例会開催の挨拶とそして予算の内容ということをしっかり認識していただくために歩いたものでございます。それが事前審議に当たるというご指摘があったということは真摯に受け止めて、今後誤解のないように町政運営に努めてまいりたいというふうに思います。

またマスコミに事前に配布したという件でございますけれども、これはですね、議員の皆さんに配布の後、その後の議運の開催、日程などを詰めた後にですね、マスコミの皆さんは注目しているということで、新聞社の方に要求されたので配布したという経緯であります。これまでは江差町は議案等の配布を本会議開会当日に配布していたというのが慣例でありましたけれども、近隣町を見ると事前に資料を配布しているということもありまして、近隣町にならい配布したというものであって、それを受けて新聞社が新聞社の判断で報道されたということでもありますので、特に議会を軽視しているとか、あるいは議員の皆さんを軽視しているということではないので、ご理解願いたいと思います。宜しくお願い致します。

「薄木議員」

議長。

(議長)

はい、「薄木議員」。

「薄木議員」

今の答弁で一部違いますよ。あなたは議員さんに配布した後回ったと言いましたよね。私のどこに来た、今言ったのそうでしょ。議案を配布した後に回ったと言ったでしょ。いやいやだから、いいですか。

(議長)

いや、ちょっと待って薄木議員最後まで。

「薄木議員」

4時半に議案配布が来て、その前に来てるのがどうしてそういう事実になるの。ちゃんとそこはつきり言いなさい。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

今の点でございますけれども、議案配布当日に私は回ったというふうに申し上げました。それは事務方の方から予算書がもう回っているものと思って回っております。それを、そうではなかったということですね、行き違いがあったということでございます。以上でございます。

「薄木議員」

詭弁に近いな。

(議長)

はい。

次に日程第12、議案第1号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

ちょっと暫時休憩。

(休憩中、資料配布)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

それでは町長の説明より開催致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。子ども医療費の対象年齢の拡大や初診時一部負担金及び所得制限を撤廃し、子育ての経済的負担軽減を図るため、条例を改正するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは補足説明を致します。資料につきましては2頁の資料2、新旧対照表及び9頁の資料5、概要も合わせてご覧いただきたいと思っております。

資料5の概要に、概要で説明致しますが、町長の所信表明にもありましたように、子育て世帯の経済的軽減のため、15歳までの医療費無料化を18歳までに無料化し拡充するという内容でございます。来年の1月1日から実施するものでございます。

具体的内容につきましては、まず1点目、15歳以下から18歳以下までに対象年齢を拡大、それから2点目として、初診時一時負担金として医科診療580円、歯科診療510円の保護者負担を撤廃する。それから3点目は所得制限の撤廃でございます。本制度につきましては、北海道の補助事業により実施しているもので、所得制限は道基準に基づき実施してまいりましたが、近年は子育て支援の根幹であります、子ども医療については所得制限を撤廃する市町村が増加傾向にあり、平成25年度で84市町村

が撤廃、管内的には上ノ国町、厚沢部町が既に撤廃しております。当町においても、全道的な市町村の動向を参考に子ども医療費の助成拡充の一環として所得制限を撤廃するものであり、町内すべての子どもが等しく医療の機会均等を図り、心身ともに健やかでたくましい子どもの成長のため、支援してまいりたいと思います。なお、所得制限の撤廃に限りますと、対象となる人数につきましては、20名前後、費用負担は年間で38万円程度の増と推計しております。今回の制度拡充により、全体対象者は854名から1,056名の202名の子どもが新たに対象となり、拡充分で年間ベースで580万円の経費負担増が見込まれます。

主な改正内容につきましては、資料2、新旧対照表のとおりでございます。対象年齢の拡大、それから初診時一時負担金と所得制限撤廃のための改正内容でございます。以上宜しくお願い致します。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

**(議長)**

「飯田議員」。

**「飯田議員」**

昨日一般質問でも何点か質疑をさせていただきました。例えば課長の説明ではですね、私やっぱりこの所得制限は今の傾向は自治体は撤廃している傾向にある。昨日も議論させてもらいましたけれどね、やっぱり江差の財政状況からは確かに撤廃することによって38万円、20名ですけれども、上ノ国町も確かにそれは高校生まで実施しましたけれども、財政内容が違うんですよ、江差と上ノ国、他の自治体では。それをやっぱり等しく平等にやるということは、じゃあ平等という精神は差があるところに差をつけるのがこれは平等の理念ですから。やっぱりある意味で、これは所得制限を撤廃する私は、必要無かったのではないかなというふうに考えます。その点の見解について、求めたいと思いますのと、1点。確かに上ノ国は高校生まで、厚沢部も実施したという説明ですけども。例えば、乙部町なり江差高校、中学生から今度医療費の助成を高校まで拡大するわけですから、乙部町含めて他の自治体はどういう状況になってるか。当然調べていると思いますので、そのへんについてご答弁お願いします。

**(議長)**

はい、「町民福祉課長」。

### 「町民福祉課長」

まず所得制限の撤廃の関係でございます。先ほど補足説明でも申し上げましたが、確かに国の社会保障制度の基本的な考え方として、限られた予算の中で社会保障制度を維持していくためには、一定の所得水準の方は制限されるということは基本にしていることは確かでございます。ただ、当町の子ども医療費の所得撤廃のに関しましては、先ほど補足説明でも説明したとおり、全道的な所得制限の撤廃の傾向がある、それから当町の場合、対象者が20名前後、負担額も38万円であるというふうなことを申し上げましたけども、子ども医療に関しましては、保育と並んで最もニーズが高く、根幹をなすものと考えておりますことから、町内の子ども全員が等しく医療を受けられる制度にして、心身ともに健全な子どもの成長を図りたいという主旨でございますので、ご理解をお願い致します。

それから管内の状況でございますけども、上ノ国町、厚沢部町については所得制限が撤廃しておりまして、上ノ国町につきましては高校生までと、それから厚沢部町は中学生までです。それから乙部町については所得制限がございまして、中学校まで入院通院が無料、高校生までが入院のみが無料となっております。以上でございます。

### (議長)

いいですか。

### 「飯田議員」

議長。

### (議長)

はい、「飯田議員」。

### 「飯田議員」

次の質問については町長の答弁をお願いしたいと思うんですけど。

新年度1月1日からということでございますけれども、私はね、公約ですから、昨日は町長は公約ですから早く実施したいという答弁でございましたけれども。やはりこれは内部協議もそうですけれども、他町とのバランスということも私は大事なことだと思うんですよ。何故かというと、中学校まではそれぞれ自分の町の町立の学校に通うわけですから。今度、高校生までとなると、江差高校に上ノ国はたいした通学はしてませんけれども、厚沢部、江差、乙部の生徒さんが江差高校に通ってくるわけですよ。そこでやっぱり同じ高校生でありながら、出身の町によって格差が生じるではないですか。私はこういう部分も含めて、急がないで他町との協議、進めながら、やっぱりこういう制度は広域的なわけですから。やっぱり江差高校に通っている生徒さん方、やっぱりそういう

医療費の部分で格差が生まれるということなんですよ。これはやっぱり避けるべきだと思うんですよ。少なくとも他町とそのへんのところは事前にいくらかでも協議をしながら、それぞれ町の方針もありましようけれども、2年遅れでもやりますとかいう部分を確認をするべきでなかったかなと思いますけれども、他町との協議があったのかどうかそれを町長答弁いただきたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

飯田議員のご質問にお答えします。

ただいまの他町との協議があったのか、あるいは他町と例えば江差高校に通う生徒の中で差が出るということへの懸念というご質問とお受けしました。まず、他町との相談という意味では先進的な上ノ国町さんにやり方を含めてご意見を賜っている。そして利用実態はどうなのかということをご意見を賜ったということでございます。また、江差高校に通う生徒さんの中で差が出てくるという問題ですけれども、もちろん檜山管内、近隣町と連携をするということは、私も大切なこと、特に第1次産業などでは海が繋がりますからそういう意味で非常に連携は必要だというふうに感じております。ただ、こういった子育て支援などの政策については、全て横並びということではなかなか一歩踏み出せないという状況も出てきます。江差町としても、近隣町に負けない子育て支援をしたいという私の思いで提案をさせていただいております。逆に、上ノ国、高校ありますけれども、ここにもですね、江差の生徒が通うということもあるわけでありまして。そういうなかでですね、近隣町との関係というのも大事ですけれども、ここはご理解をいただいでですね、江差町も近隣町に負けないような子育て支援を実現したいという思いを是非汲んでいただければと思いますので、ご理解宜しくお願い致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

「飯田議員」。

「飯田議員」

町長の、他町に先駆けてやりたいという、そういう気持もわかるんですよ。だけどやっぱりね、それを受ける親御さんなり生徒さん方のそういう心情というものもですね、十分勘案してこういう制度はやるべきだと思う。産業的な部分についてはですね、これはいいんですよ。( )町が競ってやる部分についてはこれは結構だと思うんですけどね。やっぱり同じ学校に通う生徒さん方の間でね、そういう医療費も含めて格差があっては受ける家庭でも生徒さん方についても、これは何かそういう部分が引き金になって、俗にあるような私いじめとまで言いませんけど、そういうような教育的なここはね、やっぱり教育の部分ですから、教育的な配慮という部分が必要なんですよ。今後やっぱり、これはもう実施、今条例かかるわけですから、議会にかかるわけですから、今後こういうような制度があった場合ですね、きちんとやっぱり、別に近隣町と足並みは揃えろとは私は言いませんよ。そういうような誤解の、少なくともそれを受ける家庭なり子どもさんがそういういい制度ですから、誤解を招かないようにやっぱり他町と相談をするなりという姿勢が私は今後必要だと思いますのでそのへんところは十分今回のことを心に留めて、今後も対応していただきたいと思いますので、答弁をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」

ご意見としてお受けしました。近隣町との連携、先ほども申し上げたとおりですね、一次産業の振興などあるいは消防業務という意味では非常に連携が大事、檜山の連携が大事だと思っております。そういう意味では、これまでもそうですけれども、これからはしっかり近隣町と連携していく。ただ、こういう医療の制度、あるいは支援制度の拡大という意味では近隣町とすべて横並びということにはですね、

「飯田議員」

そこまで言ってないでしょ。

「町長」

私は相談をしながらという意味だとは思いますが、私はこの江差町だけがというわけではなく、上ノ国町も同じような制度をやっているわけですから、そこは上ノ国町に追いついたということで、上ノ国に近隣町に並んだということでご理解願えればというふうに思います。

(議長)

いいですか。他に質疑希望ありませんか。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

すいません、今ですね、子どもを持つてる親、また孫持つてるおばあちゃん、おじいちゃんにすると、これはもう当然喜ぶことは間違いないと思うんですよ。だけど、ちょっと町長、近隣町の、同じくするっていう発想は私は如何かなと思うんですよ。何故かっていうと、結論から言います。これは現金支給と同じですね。同じでしょ。だから、聞いてますか、町長。私はやっぱり江差の、例えばですよ、負担が多少落ちても、江差はこういう変わった余所のない子育てなりのそういうことを今やってるんだと。これを今すぐ来年4月からやれとは私は言いませんよ。やっぱり庁内議論をして、あなた昨日ボトムアップって言いましたよね。そういうのを重ねて、江差がどこでも近隣町でやっていないようなことを、やっぱり十分検討する必要があるんじゃないですか。これは現金支給のみならず、色々なことは住宅政策を含めて当然出てくるんですよ。だから今この1点で検討を終わりましたということにしないで、次のステップ、住宅政策なり、例えば空き家どう活用させるとか、ユニークな余所の町にない工夫検討する必要があると思うんですが、担当課長でもいいですよ。町長が今日は課長は許しましょう、答弁。いいですから、町長がもし思いあつたら町長でもいいですよ。どうぞ、どっちでもいいですよ。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

じゃあ、あの発言させていただきます。

半年くらい前に私ども町内の色々な事業所に他の町村の方々がどの程度働きにきて、あるいは江差の方がどの程度外の近隣の町村に働きに出てるのかっていう調査を、内部的な調査をしたことがございます。江差の場合はですね、他の町から、とりわけ上ノ国方向から約4分の1が江差の方に働きに来ている。江差の全体の雇用の方の4分の1が他の町から来ている。そういうことからいうと、町長が先ほど言いましたように、檜山南部一帯でですね、雇用もそうです、生活そういうことについては一体的に考えている。決して他を真似るという意味ではなくてですね、独自の政策で他の町に住んでいらっしゃる方がこれはちょっと聞こえが悪いかもしれませんが、江差の制度がいいか

ら江差に移り住もうとそういうような機運のですね政策を作っていくべきだと。そういう意味も含めまして今回の医療費の助成であります。ぜひ、ご理解を宜しくお願いしたいと思います。

**(議長)**

いいですか。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

次に、お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第13、議案第2号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

**「町長」**

議長。

**(議長)**

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてでございます。第3子以降の児童が、江差町立幼稚園の保育園料等の無料化を図り、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、条例を改正するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

次、補足説明、「学校教育課長」。

「学校教育課長」(補足説明)

それでは江差幼稚園設置条例の一部改正についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

資料につきましては、4頁の資料3、新旧対照表及び8頁の資料5、概要も合わせましてご覧いただきたいと思います。概要についてでございますけれども、ただいま町長提案理由のとおりでございます。第3子以降の子どもへの保育料を無料化するという内容でございます。10月1日から施行したいというものでございます。具体的には町立幼稚園の第3子以降の子どもへの保育料、町立幼稚園、あすなろ幼稚園でございますが、幼稚園の保育料と入園料、そして私立幼稚園であります江差幼稚園の保育料、入園料に対する就園奨励費補助、これに対するものでございます。この中で町立幼稚園のみが条例規定されておりますことから、今議会において提案させていただいたという内容でございます。他の町立保育園と私立幼稚園に関することにつきましては、規則において規定されているものでございますので、同時に改正をし対応をしていきたいというふうに思っているものでございます。この度の幼稚園設置条例では、第7条に第3子以降にかかる入園料及び保育料を免除するという内容を追加を致しまして、詳細につきましては規則規定するという内容となっておりますので、ご理解願いたいと思います。以上です。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第7号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案、議案第7号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次世代育成支援対策推進法の一部改正により、母子及び寡婦福祉法が改正されたことに伴い、条例を改正するものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明申し上げますので、ご審議の上、議決いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

**「町民福祉課長」(補足説明)**

それでは議案第7号について、補足説明を致します。

重度心身障害者及びひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、議案は追加議案目次2の1頁、それから資料はナンバー3の資料20の1頁でございます。資料20に条例の新旧対照表がございますけれども、これにつきましては、母子及び寡婦福祉法の名称も含め改正されたことから、この新旧対照表にあるように用語の定義を改正するものでございます。施行月日につきましては、平成26年10月1日から施行するものでございます。以上でございますが、宜しくお願い致します。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声

**(議長)**

異議なしと認めます。議案第7号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正をする条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。